

デジタル変革時代の電波政策懇談会
移動通信システム等制度ワーキンググループ
携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース（第15回）
議事要旨

1 日時

令和4年11月8日（火） 13:00～13:55

2 場所

中央合同庁舎2号館（総務省）8階 第1特別会議室／Web会議併用のハイブリッド

3 出席者（敬称略）

（1）構成員：

相田主任、三瓶主任代理、栗田構成員、猿渡構成員、関口構成員、中島構成員、
松村構成員、山郷構成員

（2）総務省：

竹村総合通信基盤局長、豊嶋電波部長、近藤総合通信基盤局総務課長、
荻原電波政策課長、中村移動通信課長、高橋電波政策課調査室長、
渡部電波政策課携帯周波数割当改革推進室長、入江移動通信課移動通信企画官

4 配付資料

資料15-1 報告書（案）

資料15-2 報告書（案）概要

5 議事要旨

（1）開会

（2）議事

① 取りまとめについて

取りまとめについて、資料15-1及び資料15-2に基づき事務局から説明が行われた。

② 意見交換

(三瓶主任代理)

2点ある。1点目は、資料15-1の11ページの図表9で移行費用の再割当制度のところに斜線が引かれ、移行費用は対象外ということを示されていると思うが、後ろのほうで費用の在り方を検討している。ポイントは、再割当ては開設計画の審査を経て判断されるものであり、認定された者と認定されなかった者がいる。認定されなかった者が既存事業者の場合は、既存事業者は速やかに撤退作業を行い、新規事業者が新たにシステムを導入していくことになる。斜線は、移行費用という考え方は基本的ではないということかと思うが、そのような記述を端的にここに書くことはできないか。

2点目は、31ページ、周波数の確保が必要であるという記載は確かにそうだが、今回のプラチナバンドは、既存バンドの活用であって、単純に周波数の拡大が必要であるという議論とは異なる。周波数帯には活用できるアプリケーションとできないアプリケーションが存在するため、単純に確保すればいいという話ではないように思う。既存バンドの再編も含めた、もう少し広い記述にすべきでないか。

(高橋電波政策課調査室長)

1点目について、11ページ目の図表9は、制度の基本的な考え方を示したものの。再割当てを行う場合の移行費用は、今回の結論として第4章に記載している。TFの結論を先取りして記載することは適当ではないので、この表では斜線にしている。

2点目について、第5章の31ページ目の記載については、幅広く様々な方法での周波数の確保を意図したものとしている。

(三瓶主任代理)

11ページの図表9では、今回の検討の前段階だとして、後ろのほうで述べるというようなことは書けないか。斜線だと、疑問が生じてしまう。

(高橋電波政策課調査室長)

斜線が意味しているところが不明確であるため、何らかの記述を補足させていただくように検討する。

(相田主任)

途中退席予定の松村構成員は、いかがか。

(松村構成員)

特にはない。

(栗田構成員)

報告書(案)では、これまでの議論を整理していただき、大枠として異論はない。移行期間の考え方について、コメントを1点と質問を3点申し上げたい。

まず、コメントだが、移行期間の考え方については、順次的ないし段階的移行を実現する制度が緻密に提示されており、異論はない。一方では、既存免許人のレピータ交換に要する期間が、客観的に見て、標準的な移行期間として原則とされる5年間を超える場合には、これを勘案して移行期間を設定できるものとして既存免許人の利用者の不利益に配慮し、他方では、この場合には既存免許人に無線局数の漸減を求め、移行計画の進捗管理を行うことによって、新規認定開設者による電波の能率的な利用が、順次的であれ、早期に実現されるように配慮しており、双方の要請が適切に調整されているものと思う。

その上で、質問がある。

1点目として、14ページでは、「以下の点に留意すべきである」として、例えば、「許容しがたい不利益」、「許容しがたい品質劣化」と記載されているが、15ページの「(2) 標準的な移行期間を超える場合」の4行目では、「利用者の通信環境に悪影響が生ずる場合」とされており、「許容しがたい」という形容詞がついていない。想定されている事例が移行完了前の既存無線局の使用停止であるため、あえて程度についてまで記載する必要がないということかもしれないが、「許容しがたい悪影響」としていない趣旨を説明いただければと思う。

2点目として、27ページ以下では、基地局の増強や、受信フィルタの挿入等が「終了促進措置の対象外とすることが適当である」と記載されている。終了促進措置の対象か否かを決定しておくことに意義はあると思うが、終了促進措置が当事者間の合意を基礎とする制度であることに鑑みると、原則としては対象外だが、当事者間の協議等によって例外的に対象にすることを認めることも論理的にはあるのではないか。具体的な移行計画等にもよるとは思うが、報告書(案)の記述は、いずれも「終了促進措置の対象外」であり、終了促進措置によって新規認定開設者の負担とすることはできないという意味で理解してよいか。

3点目として、資料15-2の報告書(案)概要3ページ目の「移行期間の基本的な考え方」 「(2) 標準的な移行期間を超える場合」の2ポツ目について、これに対応する報

告書（案）23ページには、「(これにより) 新規認定開設者は、開設可能となったエリアから順次基地局を開設することが可能となる」といった目的に関する補足説明がある。概要においても、無線局を漸減させる目的を補足する記載があれば、制度の趣旨が分かりやすくなるのではないかと考える。

（高橋電波政策課調査室長）

1点目について、資料15-1の14ページ目と15ページ目の「許容しがたい」という記述と「悪影響が生ずる場合は」という記述は、意図的に書き分けたものではないため、記載について改めて検討させていただく。

2点目について、費用負担の在り方において、終了促進措置の対象外とすることが適当であると書いてあるが、終了促進措置は民間で行われるものであることから、原則的な考え方としてまとめたもの。27ページ目の欄外に注釈12を記載しているが、その中で、既存免許人と新規認定開設者の間で別に合意できるのであれば、その実施を妨げるものではないとしており、栗田先生の指摘はカバーされていると考えている。

3点目について、報告書案の概要資料の移行期間の基本的な考え方の2ポツ目について、ご指摘のとおりかと思うので、修文を検討させていただく。

（栗田構成員）

注釈12が全体にかかっているという趣旨はよく理解できた。

（猿渡構成員）

資料15-1の6ページ目に有効利用評価部会が発足し検討が開始されているとある。報告書の範囲から少し外れてしまうが、今後、どのように進んでいくのか、可能な範囲で教えていただきたい。

（高橋電波政策課調査室長）

電波監理審議会による有効利用の評価は、今年度から初めて行うこととなったもの。いつ頃までにとという目処については、申し上げることはできない。

（相田主任）

第5章については、先ほど三瓶主査代理から発言があったように、本来、このタスクフォースのミッションからはみ出した内容が書かれているが、タスクフォースの検討を

通じてやはりこうあってほしいという要望、事業者の方からも提案があったところかと思う。総務省においては、今後しっかり努めていただきたいというコメントをさせていただく。

(高橋電波政策課調査室長)

第5章の内容については、タスクフォースにおける議論を通じ重要と思われる課題をまとめたもの。総務省においてしっかりと検討していきたい。

(山郷構成員)

総務省では周波数オークションを並行して検討している。将来的に、部分的な周波数帯でオークションを実施することがあれば、周波数オークションを実施した帯域が再割当ての対象になってくることもあり得るかもしれない。その場合、周波数オークション制度と再割当て制度の関係性をどう考えるのか、タスクフォースのスコープ外だと思うが、報告書の中でもし必要があれば、将来的な課題としてどこかで触れておいてもいいのかもしれない。

(荻原電波政策課長)

オークションについては、別の検討会で検討が進められているが、その中で様々な課題が提起されており、どのような場合に現行の割当て方式を適用し、どのような場合に条件付きオークションを適用していくのかということ自体が検討課題とされている。また、別途検討の場を設けて検討していくべきという指摘もいただいていることから、それを踏まえて総務省として対応してまいりたい。

(栗田構成員)

資料15-1の報告書(案)27ページの注釈12の記述について付言したい。「既存免許人と新規認定開設者の間で別に合意できるのであれば、その実施を妨げるものではない」という記述は、個別に「終了促進措置の対象外とすることが適当である」とされている事項であっても別の合意が可能であるという趣旨だとお聞きした。そうであれば、その趣旨をより明らかにするための修文を検討してほしい。

(高橋電波政策課調査室長)

ご指摘の点について検討させていただく。

(報告書(案)及び報告書(案)概要の内容については、本日の議論の中で出た意見を踏まえ、座長に一任された。)

(3) 閉会

以上